

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月16日
【会社名】	東洋製罐グループホールディングス株式会社
【英訳名】	Toyo Seikan Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大塚 一男
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【電話番号】	03(4514)2000
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 浅田 真一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【電話番号】	03(4514)2000
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 浅田 真一郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2023年1月23日
【発行登録書の効力発生日】	2023年1月31日
【発行登録書の有効期限】	2025年1月30日
【発行登録番号】	5 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	20,000百万円 (20,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。なお、東洋製罐グループホールディングス株式会社第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)〔券面総額又は振替社債の総額10,000百万円(発行価額の総額10,000百万円)〕を発行すべく、2024年10月10日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号5 - 関東1 - 2)を関東財務局長へ提出しておりますが、2024年10月17日が払込期日であり、本訂正発行登録書提出日(2024年10月16日)現在払込みが完了していないため、上記発行可能額の算出には加算しておりません。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2024年10月16日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定による)を2024年10月16日に関東財務局長へ提出いたしました。 この臨時報告書の提出により、当該書類を2023年1月23日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りであります。